

## 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規

1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。
2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。
3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
  - (1) 年齢は、45歳未満とする。ただし、候補者が大学院在学中に投稿した論文については前記年齢を問わない。
  - (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。
  - (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の1月号～12月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。
4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。
  - (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。
  - (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の7月31日までに、支部長に提出する。
  - (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。
  - (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事に報告する。
  - (5) 常任幹事は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。
6. 選考委員会の委員は3名とし、常任幹事会で決定する。
7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。
  - (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
  - (2) 委員長の選出は、互選による。
  - (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。
8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

## 附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日  
 改定 平成 24 年 10 月 7 日  
 改定 平成 30 年 9 月 9 日  
 改定 令和 元年 10 月 8 日

## 一般社団法人日本家政学会中国・四国支部支部賞授賞内規（案）

1. 中国・四国支部賞の授賞は、本内規により行う。
2. 本支部は、家政学の進歩発展に寄与した本支部所属の若手研究者に対し、中国・四国支部賞を授賞する。
3. 授賞資格及び対象論文等は次のとおりとする。
  - (1) 年齢は、45歳未満とする。ただし、候補者が大学院在学中に投稿した論文については前記年齢を問わない。なお、該当する年齢は、掲載年の1月1日時点とする。
  - (2) 授賞のとき、家政学会の会員であること。
  - (3) 授賞の対象は、大会開催の当該年度の前年度に発行された日本家政学会誌の1月号～12月号に掲載された論文等（報文、ノート、資料）とする。ただし、筆頭者である場合に限る。
4. 中国・四国支部賞授賞者には、大会において賞状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本支部経費及び寄付金をもって充てる。
5. 授賞者の選考手続きは次のとおりとする。
  - (1) 授賞候補者は、正会員からの推薦及び自薦による。
  - (2) 授賞候補者の推薦に当たっては、規定の推薦書を授賞年度の7月31日までに、支部長に提出する。
  - (3) 支部長は、推薦書を受理した後、支部賞選考委員会（以下、選考委員会という。）を設置し、全ての授賞候補者に関する選考を本委員会に付託する。
  - (4) 選考委員会は、選考結果を常任幹事に報告する。
  - (5) 常任幹事は、授賞者を決定し、授賞者本人に対しては、支部長より書面をもって通知する。
6. 選考委員会の委員は3名とし、常任幹事会で決定する。
7. 選考委員会の委員の選任及び運営は次のとおりとする。
  - (1) 支部賞授賞候補者の推薦者及び共著者は、選考委員になることはできない。
  - (2) 委員長の選出は、互選による。
  - (3) 推薦書については、推薦者または授賞候補者に照会することができる。
8. 本内規の改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

## 附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日  
 改定 平成 24 年 10 月 7 日  
 改定 平成 30 年 9 月 9 日  
 改定 令和 元年 10 月 8 日  
 改定 令和 2 年 9 月 27 日

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に3名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの1件を対象とする。副賞は、報文3万円、ノート2万円、資料1万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。
4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日  
改定 平成 24 年 10 月 7 日  
改定 平成 29 年 9 月 17 日

申し合わせ事項

1. 選考委員会の委員は、大会を担当する当該年度の開催県選出の常任幹事、次期及び次次期開催県の常任幹事の順に3名選出する。
2. 複数の論文等が掲載された場合には、上位のもの1件を対象とする。副賞は、報文3万円、ノート2万円、資料1万円とする。ただし、常任幹事会に諮り、変更できるものとする。
3. 推薦書の書式は別に定める。
4. 本申し合わせの改廃は、中国・四国支部常任幹事会の議を経て行う。

附則

施行 平成 15 年 10 月 5 日  
改定 平成 24 年 10 月 7 日  
改定 平成 29 年 9 月 17 日